

新型コロナウイルス感染症に対する 建設現場の取組

【新型コロナウイルス対策】直轄工事・業務における対応

- 政府の基本的対処方針において、公共工事及び河川や道路などの公物管理は、**継続が求められる事業**に位置づけ
- 国土交通省直轄工事では、
 - ・ 緊急事態宣言対象地域内においては、受発注者間で一時中止措置等について**協議を実施**
 - ・ 緊急事態宣言対象地域外においては、受注者から**一時中止等の申し出**があった場合、その申し出を尊重し、一時中止等の措置を実施

政府の基本的対処方針（抄）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年4月16日変更）

- 河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請されている。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について （令和2年4月7日）

（緊急事態宣言対象地域内）

- 受発注者による協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことできないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。

（緊急事態宣言対象地域外）

- 対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、緊急事態宣言発令地域内に準じた措置を行う。

国土交通省直轄工事・業務における一時中止等の状況

- 国土交通省直轄工事では、受注者から申し出がある場合に、一時中止等の措置を行うこととしており、緊急事態宣言が全国に拡大された後の4月30日時点で、直轄工事全体の4%で一時中止を行っていた。
- その後、感染拡大防止対策をとった上で工事を再開する動きとなっており、7月28日時点で全ての工事・業務が再開している。

	日付	工事			業務			
		一時中止等の件数	割合	全件数 ^{※1}	一時中止等の件数	割合	全件数 ^{※1}	
※2 緊急事態宣言中	対象地域が全国へ拡大前	4/10時点	約100件	(2%)	約6,000件	約600件	(15%)	約4,000件
	対象地域が全国へ拡大後	4/30時点	約280件	(4%)	約7,000件	約940件	(14%)	約6,500件
緊急事態宣言 解除後		7/28時点	全ての工事・業務が再開					

※1: 国土交通省調べ

・【4/10時点の全件数】検索条件: 4/8時点で契約中である工事・業務、検索時点: 4/10

・【4/30時点以降の全件数】検索条件: それぞれの時点で契約中である工事・業務、検索時点: それぞれの時点

※2: 緊急事態宣言の期間

4月7日～4月15日: 対象区域が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県

4月16日～5月13日: 対象区域を全国に拡大。

その後、5月14日、21日と段階的に解除を行い、5月25日に解除宣言。

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されたが、これまで政府として最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を求めてきたことから、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性もある。
- そのため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

<入札契約>	入札契約手続き全般の柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・ヒアリングの原則省略 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要最小限 ・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等
	発注ロットの拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能
	直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式(指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式)等
	概算数量発注の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更
<設計積算>	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
<施工段階>	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用 工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
<成績評定>	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも 成績評定で適切に評価 ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等

現場で実施された様々な取組への支援

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のため、「3密」の回避や沿革での現場確認など、必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。

※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）

⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認

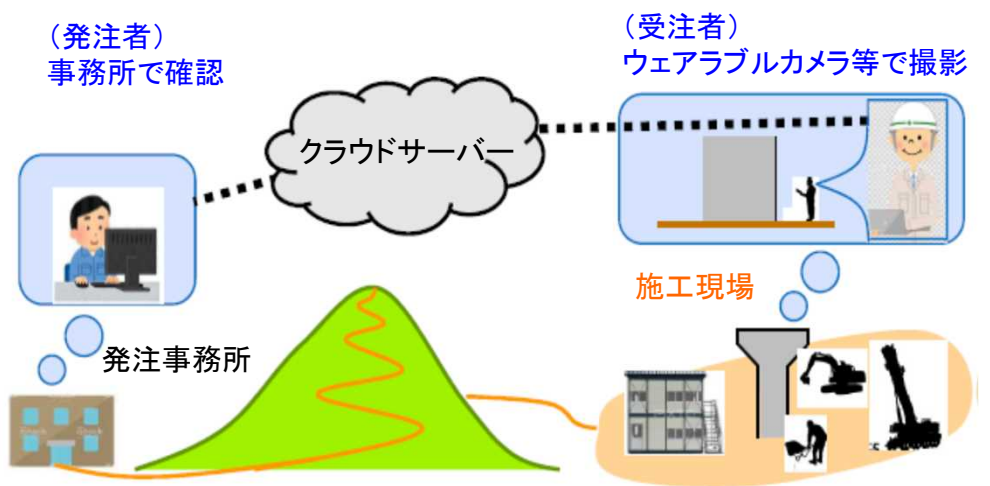


建設現場のデジタル化の推進

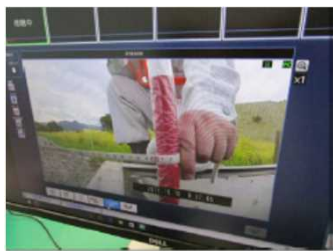
- 中小規模の建設現場でも導入しやすいウェブカメラを活用したリモートでの現場確認を試行。新型コロナウイルス感染症を契機に導入が加速し、全国約560件の現場で試行予定(令和2年10月末時点)。
- 今後、遠隔での検査の導入による適用範囲の拡大や、更なる省力化に取り組む。

●リモートでの遠隔確認(遠隔臨場)

- ・受注者が施工現場で撮影した映像を、発注者が事務所等でリアルタイムに確認
- ・移動時間削減や立会の調整時間を削減



発注者確認状況



確認用モニター



受注者撮影状況

●画像解析によるさらなる省力化

- ・画像解析により、タブレット端末で撮影した鉄筋の間隔等を計測
- ・遠隔臨場の技術と合わせて、更なる省力化

<令和2年度試行中>

遠隔臨場

施工者3名



執務室

発注者
監督員



双方向通信
(映像・音声)

<今後>

遠隔臨場+画像解析

施工者1名



リモート・非接触で鉄筋間隔などを把握。